

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|----------------|-----------------|
| 入間市大字下藤沢字筑地四六九番 一地先から同市大字下藤沢字山ノ神 四五五番五地先まで | | 区 間 |
| 一一・四六〇 一一二・二二二 | 九・六二〇 一一・八八 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一三九・一三 | | 延長 (メートル) |
| 歩道整備事業による。 | | 備 考 |